

## 【イギリス】2012年医療及び社会的ケア法の制定

海外立法情報調査室・河島 太郎

\* 2012年3月27日に制定された2012年医療及び社会的ケア法(2012, c.7)は、医療の効率的な提供を図ることを目的として、国民医療制度の関連団体の新設、廃止等の機構改革及び医療の自由化を趣旨としている。

### 1 背景

戦後イギリスでは、「揺り籠から墓場まで」の社会保障の一環として、原則的に無料で医療を提供する国民医療制度(National Health Service: NHS)が確立された。しかし、1979年以降、保守党政権の医療費抑制策により患者の待機期間の長期化、医療設備の老朽化等の弊害が生じて国民の不満が高まった。1997年以降は、労働党政権がNHS予算を対GDP比欧州諸国平均まで引き上げて医療の向上を図るとともに業績評価や患者主体の治療を推進する等NHS改革の成果をあげた。2010年以降の保守・自民連立政権の下では、2008年の世界的な金融危機に端を発する財政悪化の中で、医療の質を維持しつつ、その効率化により医療費の伸びを抑えることが課題とされている。

### 2 制定の経過

2010年5月20日に公表された保守・自民連立政権の政権綱領(注1)では、財政赤字削減を優先課題としながらも、NHS予算は毎年の実質増を保障しつつ、管理費の3分の1を削減して資源を医療の最前線に集中することとした。2010年7月12日にNHS白書『公正性と卓越性—NHSの自由化』により医療機関の自律性の向上、説明責任の強化及び民主的正当性の確保並びにNHSの官僚的弊害の是正及び効率性の向上その他の方針が公表され(注2)、2011年1月19日に政府はこれに沿って医療及び社会的ケア法案を下院に提出した。しかし、議会内外に医療の弱体化の懸念が広がり、4月6日に政府は審議段階を下院委員会にとどめて法案の見直しを医師、患者等の代表者で組織するNHS将来フォーラムに委ねた。同フォーラムが7月27日に政府に提出した勧告(注3)を反映して修正を受けた法案は、9月7日の上院送付後更に修正され、2012年3月20日に下院に返付された。返付案は下院の同意後3月27日に女王の裁可を受けて2012年医療及び社会的ケア法(c.7. 以下「法」という。)が制定された。

### 3 法の概要

法は、本則12章309か条に附則23を伴う。以下その概要を説明する。

#### (1) イングランドにおける医療(第1章)・その他公衆衛生に関する規定(第2章)

地域医療の委託等に当たってきた一次診療信託基金(Primary Care Trusts: PCT)を廃止し、第一線の医療専門職の臨床判断を尊重するためPCTに代わり医療の最前線

の一般家庭医、看護師等が運営する法人として診療委託グループ (Clinical Commissioning Groups: CCG) を設けて直接に地域医療の提供委託に当たらせる予定である。また、PCT の監督等を行ってきた保健省の地方支分部局の戦略的保健局 (Strategic Health Authorities) を廃止し、これに代わる全国組織として医療委託の全体構造を示しながら臨床連携体制を管理する法人の NHS 委託委員会 (NHS Commissioning Board) を新設する予定である。ただし、NHS 将来フォーラムの勧告に従って、国務大臣は、従来どおり、総合医療を推進する義務及び議会に対する医療提供等に関する説明責任並びに公衆衛生の保持及び向上に関する直接的な責任を負う。

## (2) 医療及び成人の社会的ケア(第 3 章)

イングランドで一部の病院の運営を監督する NHS 基金独立監督機構 (Independent Regulator of NHS Foundation. NHS 基金は(3)参照) を病院監督機構 (Monitor) に改称してその病院監督権限を強化し、医療の質の維持向上を図りつつその経済性、効率性及び実効性を増進して患者の利益を保護する。その他病院監督機構の権限に関し、医療上の公正取引の確保、NHS 委託委員会と連携して行う全国診療報酬表 (national tariff) による価格規制等に関する規定が設けられた。

## (3) NHS 信託(NHS Trusts)及び NHS 基金(NHS Foundation Trusts)(第 4 章)

NHS 信託と NHS 基金の二種があった病院の運営主体は、自律性と独立性の高い NHS 基金に一本化が図られてきた。法はすべての病院に病院監督機構の監督を受けさせるため、NHS 基金による収益事業等その運営に関する規制を緩和することにより、NHS 信託の組織変更、合併等による NHS 基金への移行を促進することとした。また、NHS 信託から NHS 基金への移行に期限を設けたが、財務状況が不安定で移行の見込みが立たない NHS 信託が確認されたため、期限の設定は事実上撤廃されている(注 4)。

## (4) 公衆の関与及び地方公共団体(第 5 章)

医療、社会的ケア等の提供機関を評価して指導するケア・クオリティ委員会の下に医療主体の患者等を代表する全国組織「医療監視イングランド (Healthwatch England)」を法律上の委員会として設け、広域地方公共団体に健康医療委員会を置く。

## (5) その他(第 6 章以下)

法制定に伴う一次診療関係法令の改正 (第 6 章)、医療従事者等の監督団体の統廃合 (第 7 章)、国立最適医療研究所 (National Institute for Health and Care Excellence: NICE) の特殊法人化 (第 8 章)、医療情報等の提供その他の事項に関する規定がある。

## 注

(1) *The Coalition: our programme for government*. London: HM Government, 2010, p.24.

(2) *Equity and excellence: Liberating the NHS*. Cm. 7881, 2010.

(3) NHS Future Forum, *Summary report on proposed changes to the NHS*. [2011.]

(4) 堀 真奈美「変わりゆく英国 NHS: キャメロン政権下の組織・機構改革」『週刊社会保障』(2692), 2012.9.3, pp.50-55, esp.55.

## 参考文献

- ・ *Health and Social Care Act 2012: Explanatory Notes*.